

いま金融機関に求められる マネロン対策とは？

金融庁 総務企画局
マネーローディング・テロ資金供与対策企画室長

尾崎 寛



国際的な問題になっているマネー・ローディングやテロ資金供与を未然に防ぐ金融機関の態勢を高度化する目的で、金融庁は今年2月6日、「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を公表し、3月末には送金取引に係る留意・点検事項をピックアップした「緊急チェックシート」を金融機関に向けて発出した。FATFの対日審査が来年に迫る中、金融機関はどのような対応をすればよいのか。金融庁の担当室長に聞いた。（編集部）

相手先への監視が及びにくい 海外送金業務

——今年3月、「緊急チェックシート」を金融機関に向けて発出しました。どのようなものですか

送金は日常的行う業務であり、特に海外送金は海外の相手先に対して金融機関自らの監視が及びにくいなど、国内業務とは

異なるリスクを有している。そこでガイドラインでは「海外送金等を行う場合の留意点」という項目を設けた。さらに、具体的に対応いただけるよう、3月30日付で金融機関等に対してあらためて、送金取引全般に関する確認事項などを発出した。金融機関には、受付時・取扱い時の基本動作ができていのかどうか、管理態勢が整備されているのかどうかを自ら点検し、その結果を金融庁宛てに回答していただいた。

——緊急チェックシートは、特定の地域金融機関の不正送金疑惑を受けて発出したものですか

何か個別の問題に対応するためだけに発出したということではない。各金融機関では、ガイドラインに沿って「対応が求められる事項」のチェックや整備を進めていただいているが、その中でも送金業務は金融機関で日常的に行われている重要な業務なので、切り出して発出した。

確かに、これまでのモニタリングにおいて、海外送金についてもいわゆるヒヤリ・ハット事例（問題になってもおかしななかった事例）を複数確認している。結果的に目に見える危険は発生していません。振り返ると「受付時の基本動作ができていないまま取り扱ってしまった」といった基本

動作や態勢面で問題のある事例もあった。そうした過去の事例や足もとの状況を踏まえ、急ぎ点検していただきたいということだ。

一方、何から着手していいのかかわからないという金融機関があるかもしれない。対応のスピード感にはバラつきがある。今回の緊急チェックシートが対応を始めるきっかけになればよいという思いもあった。

報告物に基づいて 自らが対策の高度化を

——緊急チェックシート以外にも、マネロン対策についての報告徴求命令を发出しています。「まずは緊急チェックシートに対応してください」という理解でいいのでしょうか

FATF（マネー・ロンドンダリングに関する金融活動作業部会）の対日審査を踏まえてマネロン等への対策がいろいろと動き出している。金融庁としても資料の提出依頼など、さまざまな施策を実施している。金融機関が「金融庁から何か依頼がきた。対応しないと」感じられるのも無理からぬことと思われるが、本来的には「どういう順番でやればいいのか」という話ではない。

今回、回答を求めているのは、金融機関自らが日常業務の中で確認すべき基本動作

であり、管理に必要な主要計数などの確認や報告である。作業負担を生じさせていることは自覚しているが、私どもとしては新しいことを次々と発出しているというよりは、ガイドライン記載事項の実現に向けて、さまざまな切り口で自主的な対応への働きかけを行っている。金融機関におかれては、報告物を金融庁に出して終わりではなく、それに基づいてマネロン等への対策を自ら高度化させていくことが大切だと考えている。

FATFの対日審査では、政府も民間金融機関もそれぞれが数字やファクトに基づいて「こういうリスクに直面している。こういう対応をしている」「その結果こういう数字が出ていて、時系列ではこういう増減になっている」といったように説明しないといけない。こうしたことから、ガイドラインでも「主要計数を用いてリスクの変化を定期的にモニタリングすることが重要」という趣旨のことを記している。

すでに取り組まれていると思うが、もし未着手の金融機関があれば数字やファクトに基づいてリスクの変化を「見える化」し、管理していただきたい。また、時間がかかる人材育成やIT投資等についても、早めに着手していただきたい。こうした分野はコンプライアンスの担当部署だけでできる話ではないので、経営陣が主導するかたちで行内横断的に進めていく必要がある。

——緊急チェックシートの回答結果はどうまとめるのですか

全体としての傾向分析や参考例などの取りまとめも考えているが、分析の過程で、私どもからヒアリングや対話をさせていただくことも検討している。

——内国為替業務はチェックの対象外ですか

対象外ではない。リスクの特定・評価・低減措置はすべての商品・サービスについて行うべきものだ。ただ、その中でも低リスクと評価したものについては管理のレベルを軽くしてもいいと考えている。すべての業務をガチガチに管理するのではなく、メリハリを利かせてもいい、ということだ。それもガイドラインに書いてあるので、ぜひリスクベースド・アプローチの意味を踏まえて再確認していただきたい。

官民の連携が重要

——マネロン対策が「対FATFや国際社会」ではなく「対金融庁」という意識になっている面もある印象です。どのように金融機関と官民連携を図っていきますか？

マネロン等への対策は金融業務の大前提の一つであり、収益を出すのと同じくらい重要だ。金融機関は、マネロン等への対策を進めなければレピュテーション（評判）

リスクにもさらされかねない。これは自分たちの経営課題なのだという問題意識を持つべきだと思う。「どうすれば金融庁にうまく説明できるのか」といった話ではない。マネロン等への対策は国際社会からの要請でもあるし、官民一体となって進めなければいけない。FATFの審査という点においては、金融庁もFATFから審査をされるし、民間の金融機関も金融庁がいないところで審査をされる。いわば同じ船に乗っているわけで、それぞれがしっかりと連携する必要がある。金融機関の体制整備を促進するため、全国銀行協会と「マネロン対応高度化官民連絡会」を立ち上げ、今年4月23日に初会合を開いた。そうした取組みは今後も進めていく。

コミュニケーションという点では「ガイドラインをよく読んでください」というだけでは十分ではないので、すでに全国を回り、各地の財務局を通じて各地の金融機関の皆さまに説明をしている。今後は、チェックシートの回答なども踏まえて、継続的に金融機関の皆さまと対話していく。

——今後の検査方針やスケジュールについて教えてください

各種発出や公表物等は、ある意味、オフサイトの一環だ。今後ともオン・オフ一体で、マネロン等への対策にしっかりと取り組んでいく。必要性やタイミングに応じて、検査、ヒアリング、全体への情報発信など、

さまざまな手法を組み合わせながらマネロン対策の高度化に向けた働きかけを継続していく。

悪事例の公表を検討

——マネロン関係の事例集は今後も積極的に出すのですか

金融機関の皆さまからは「より具体的に出したほうがわかりやすい」「悪事例などを出していただければ」との声も聞かれるので、今後もなんらかのかたちで具体的な事例を発信できればと考えている。

ただ、こうした悪事例は当局が示すまでもなく、自分たちで分析すればいくらでも出てくる。例えば、疑わしい取引を届け出していたらいいが、それを自ら分析することも重要である。残念ながら、「疑わしい取引を出して終わっている」という金融機関もある印象だ。これを出すことは目的の一部ではない。出したものを自ら分析し、さらなる防止策へと発展させるのが本来の目的だ。

——銀行出身者としてマネロン対策について思うことはありますか

これは個人的な考えだが、血の通った、ストーリー性のあるコンプライアンスやマネロン等への対策が肝要だと思う。例えば「特殊詐欺被害に遭いそうなお婆ちゃんを

救うことができた」「その方からお礼を言われた」「ああ、よかった。またがんばろう」となれば、その金融機関の本部や現場には一体感や達成感が出る。そういう血の通った文脈でマネロン等の対策をしている金融機関は少ないのではないか。社会的使命や充足感といった重要性が業務多忙の場面で忘れられていて、作業感、やらされ感が先に立つようではいけない。経営陣がリーダーシップを発揮する中で、そうした企業文化を醸成していただきたい。実はそれが「自分たちの経営課題にしてほしい」という金融庁のメッセージのもう一つの意味であると、個人的には思っている。

〔聞き手・本誌 武下毅〕

おざき ひろし

88年東京大学経済学部卒、三井銀行入行。91年大蔵省出向（国際金融局調査課）、93年外務省出向（在ワシントンDC日本大使館財務班）、01年三井住友銀行米州統括部（在ニューヨーク）、13年欧阿中東本部（在ロンドン）、14年欧阿中東総支配人兼DIFC（ドバイ）支店長、17年AML金融犯罪対応室長等を経て、18年1月に同行を退職。18年2月から現職。米ニューヨーク大学経営学修士（MBA）、米公認アンチ・マネー・ローンダリング・スペシャリスト（CAMS）。